

大洗研究所(南地区) 核燃料物質使用変更許可申請における 公開版のマスキング不備について

令和5年2月28日(改訂1)

日本原子力研究開発機構
大洗研究所

1. 概要

令和4年11月18日に申請した「大洗研究所(南地区)に係る核燃料物質使用変更許可申請書」(以下「申請書」という。)について、規制庁殿ホームページに掲載するため申請書中の非公開情報(管理情報)にマスキングを施した資料(以下「申請書公開版」という。)を作成したが、マスキング漏れが2箇所あることが確認された。

2. 今回の事象における問題点及び背後要因(原因)

原因分析の根拠となる本事象の時系列を、許認可担当者、確認者、課長及び保安管理部長それぞれに事実確認を行って作成し、その結果に基づき問題点を整理したうえで、要因分析を行い、背後要因(原因)を整理した結果を以下に示す。

2.1 マスキング処置漏れ

- (1) 許認可担当者(集合体試験課/燃料試験課各1名)は、当該申請を11月18日に予定しており、申請書の複数回のチェックを優先させたため、公開版のマスキング処置作業を11月18日午前中で可能な限り急いで実施する必要があった。
- (2) 確認者(集合体試験課/燃料試験課各2名)は、許認可担当者が急いでいる状況を理解していたことから、非公開情報の黒塗り部分のみを確認し、非公開情報の消し忘れに対する確認がおろそかになり、MMF-2の図のタイトル及びAGFの図面にマスキング処置が漏れていることに気が付かなかった。
- (3) 保安管理部長(核物質防護管理者)は、担当課長(集合体試験課/燃料試験課)までの審査プロセスが実施されていたこと及び許認可担当者が確認依頼を持ちまわっていたことから、申請書公開版の黒塗り部分の確認のみを行いその他部分を確認せずに承認を行った。
- (4) 許認可担当者(集合体試験課/燃料試験課各1名)は、12月16日の面談資料を作成した際に申請書公開版との比較を行わなかったため、申請書公開版に不備があることに気が付かなかった。

2.2 核物質防護管理者への連絡遅れ

- (1) 各担当課長(情報管理責任者)は申請書公開版についてマスキング不備があったことを確認したが、「管理情報の漏えいのおそれ」であるという認識が希薄だった。

2.3 承認プロセス不備

- (1) 各担当課長(情報管理責任者)は、修正版を規制庁殿に直ちに提出することに傾注し、申請書公開版の承認プロセスを失念した。

3. 再発防止対策

上記第 2 項で抽出した原因に対して以下の再発防止対策を行うことにより、同様な事象の発生防止を図る。

3.1 燃料材料開発部における対策

3.1.1 マスキング処置の作成・審査方法の改善 [2.1 項(1)、(2)の対策]

許認可対応に係るマニュアルを以下のとおり改訂し、公開資料の不備を防止する仕組みを強化する。

- (1) 変更許可申請書や保安規定の完本版にマスキングを施した版（以下「マスター版」という）を事前に作成し、許認可担当者がマスター版と見比べながら公開資料を作成することで作業を単純化する。また、マスター版と見比べることで、マスキング箇所が一目瞭然となることから、公開資料の確認が単純化できる。
- (2) 許認可担当者がマスキング処置を行う際に、確認すべき項目を明確にしたチェックシートを用いることとする。チェック項目にマスター版との比較、扉や階段の有無等の具体的な確認項目を加え、許認可担当者の作業を単純化するとともに確認の抜けを防止する。
- (3) 確認者は、上述のチェックシートを用いて確認を行い、チェックシート及び確認に使用したマスター版と公開資料をエビデンスとして残す。
- (4) 課長（情報管理責任者）が審査を行う際に、確認者が作成した上述のエビデンスを確認することを定める。

なお、上述のマニュアルの改訂及び改訂教育は 3 月末までに完了させる。

3.1.2 面談資料作成手順の明確化 [2.1 項 (4)の対策]

許認可対応に係るマニュアルを以下のとおり改訂し、面談資料作成手順を明確化する。

- (1) 面談資料（公開版、非公開版）の作成の際には、申請書（公開版、非公開版）を基に作成することを定める。
- (2) 面談資料作成後に申請書と比較する等の確認項目をチェックシートに定める。

なお、上述のマニュアルの改訂及び改訂教育は 3 月末までに完了させる。

3.1.3 マネジメントの強化 [2.1 項 (1)、(2)の対策]

許認可業務に係るマネジメントの強化を図るため以下の対策を実施する。

- (1) 課長が品質マネジメントに基づく許認可スケジュール管理において、時間が限られている中でもマスキング処置等の必要な業務プロセスを漏れなく確実に実施できるよう、進捗に応じて柔軟に人員の分担、作業工程の見直しを行うこととする。
- (2) 第 3 者の視点で確認できるよう燃料材料開発部に各課の許認可資料を横断的に確認するチームを設置し、許認可資料を相互に確認する体制の強化を図る。

3.1.4 課長（情報管理責任者）の力量向上 [2.2 項(1)、2.3 項 (1)の対策]

以下の教育訓練を令和 5 年度から開始し、課長（情報管理責任者）及び核物質防護担当者の力量向上を図る。

- (1) 定期的実施している核物質防護情報管理要領及びマスキング要領の教育において、本事象に係る事例研究を含める。

- (2) 課長（情報管理責任者）及び核物質防護担当者のマスクング処置に関する能力を向上させるため、実例を用いたマスクング訓練を毎年度実施する。
- (3) 課長（情報管理責任者）は、管理情報の漏えいが発生すると業務にどのような影響があるか核物質防護担当者と議論し、初動対応訓練を行う。初動訓練は毎年度実施する。

3.2 大洗研究所における対策

3.2.1 マネジメンツの強化及び公開資料の不備の防止 [2.1 項 (1)、(2)、(3)の対策]

大洗研究所のマスクング要領を 3.1.1 項の燃料材料開発部の改善を反映して以下のよう
に改訂し、公開資料の不備を防止する仕組みを強化する。

- (1) マスクング不備のチェック体制を強化するため、承認プロセスの中に保安管理部核物
質管理課を加え、核物質管理課がマスクング処置状況と確認の妥当性を第3者の視点
で確認する仕組みを導入する。
- (2) 各施設で作成したマスター版については保安管理部核物質管理課が一括管理する。

なお、上述のマスクング要領の改訂及び改訂教育は3月末までに完了させる。改訂教
育の中で本事象に関する周知教育も行う。本事象を風化させないため、本件に係る事例
教育を毎年度実施し、従業員等の意識向上を図る。

3.2.2 課長（情報管理責任者）の力量向上 [2.2 項 (1)、2.3 項 (1)の対策]

大洗研究所では、3.1.4 項の燃料材料開発部の教育訓練を踏まえて、以下の教育訓練を
令和5年度から開始し、研究所大で課長（情報管理責任者）及び核物質防護担当者の力
量向上を図る。

- (1) 定期的実施している核物質防護情報管理要領及びマスクング要領の教育において、
本事象に係る事例研究を含める。
- (2) 各部署の課長（情報管理責任者）及び核物質防護担当者を対象に、正しいマスクング
箇所を選別するスキルを向上させるための教育訓練を導入する。

以上